

第七十一回帝國議會
衆議院

關稅定率法中改正法律案外三件委員會會議錄(速記)第一回

委員會成立

本委員ハ昭和十二年七月二十九日(木曜日)
議長ノ指名ヲ以テ左ノ通選定セラレタリ

西村金三郎君	本田彌市郎君
山道 襄一君	加藤 鯛一君
坂下仙一郎君	高木条太郎君
飯塚春太郎君	山田 清君
塚本 三君	一柳仲次郎君
岩瀬 亮君	盛島 明長君
西川 貞一君	佐藤洋之助君
松岡 俊三君	宮本雄一郎君
行吉 角治君	猪野毛利榮君
上田 孝吉君	綾部健太郎君
井阪 豐光君	赤城 宗徳君
笠井 重治君	田原 春次君
永江 一夫君	道家齊一郎君
渡邊 泰邦君	

長理事互選ノ爲委員參集ス其ノ氏名左ノ如シ

西村金三郎君	山道 襄一君
加藤 鯛一君	坂下仙一郎君
高木条太郎君	山田 清君
塚本 三君	一柳仲次郎君
盛島 明長君	西川 貞一君
松岡 俊三君	行吉 角治君
上田 孝吉君	井阪 豐光君
赤城 宗徳君	笠井 重治君
田原 春次君	永江 一夫君
道家齊一郎君	

〔年長者高木条太郎君投票管理者ト爲ル〕

○高木投票管理者 諸君、先例ニ依リマシ
テ、私ガ年長タルノ故ヲ以チマシテ投票管
理者ト相成リマシテ、是カラ委員長及ビ理
事ノ互選ヲ行ヒマス
○赤城委員 委員長ノ選舉ハ投票ヲ用ヒマ
セヌデ、御指名ニ依ッテ山道襄一君ヲ推薦致

シタイト思ヒマス

○高木投票管理者 赤城君ノ御意見ニ御異
議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○高木投票管理者 御異議ナキモノト認メ
マシテ、山道君ニ御願スルコトニ決シマシ
タ、ドウゾ山道君御願致シマス(拍手)
〔山道襄一君委員長席ニ著ク〕

○山道委員長 御指名ニ與リマシテ私委員
長ノ席ヲ汚シマス、私、議會ニハ長ク出テ
居リマスガ、コンナコトヲヤッタコトハ實ハ
甚ダ例ガ乏シイノデアリマス、不行届ノ點
ガ多イト考ヘマスガ、ドウカ其點ハ、御容
赦戴キマシテ、御指導ヲ御願致シマス――

是カラ理事ノ互選ヲ行ヒマス
○赤城委員 理事ハ其數ヲ四名ト致シマシ
テ、委員長ニ於テ御指名アランコトヲ希望
致シマス

○山道委員長 赤城君ノ御意見ニ御異議ハ
アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○山道委員長 御異議ナシト認メマス――
ソレデハ理事ニ西村金三郎君、本田彌一郎
君、岩瀬亮君、綾部健太郎君ノ四名ヲ御願
致シマス

會 議

昭和十二年七月三十日(金曜日)午前十時二
十八分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 山道 襄一君	
理事西村金三郎君	坂下仙一郎君
加藤 鯛一君	山田 清君
高木条太郎君	一柳仲次郎君
塚本 三君	西川 貞一君
盛島 明長君	

付託議案

關稅定率法中改正法律案(政府提
出) 昭和七年法律第四號中改正法律案
(輸入税ノ從量税率ニ關スル件)
大正十四年法律第五十一號中改正
法律案(關稅及關稅定率等ノ朝鮮ニ
於ケル特例ニ關スル件)(政府提
出) 昭和十二年勅令第三百三十號(承諾
ヲ求ムル件)(政府提出)

松岡 俊三君 行吉 角治君

上田 孝吉君 井坂 豐光君

赤城 宗徳君 笠井 重治君

田原 春次君 永江 一夫君

道家齊一郎君

七月二十九日大正九年法律第五十三號中改正法律案（關稅及關稅定率法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル件）（政府提出）及昭和十二年勅令第三百三十號（鐵ノ輸入税免除ニ關スル件）（承諾ヲ求ムル件）ノ審査ヲ本委員ニ付託セラレタリ

出席政府委員左ノ如シ

大藏政務次官 太田 正孝君

大藏省主稅局長 大矢半次郎君

大藏書記官 尾關 將玄君

拓務政務次官 八角 三郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

關稅定率法中改正法律案（政府提出）

昭和七年法律第四號中改正法律案（輸入税ノ從量稅率ニ關スル件）（政府提出）

大正十四年法律第五十一號中改正法律案（關東州ノ生産ニ係ル物品ノ輸入税免除等ニ關スル件）（政府提出）

鐵ノ輸入税免除ニ關スル法律案（政府提出）

大正九年法律第五十三號中改正法律案

（關稅法及關稅定率法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル件）（政府提出）

昭和十二年勅令第三百三十號（鐵ノ輸入税免除ニ關スル件）（承諾ヲ求ムル件）

○山道委員長 御諮リ致シマスガ、極ク會期ノ短イコトデモアリマスシ、非常ニ重要ナ案件ガ多數付託セラレテ居リマスノデ、今日ハ引續イテ會議ヲ進メタイト思ヒマス、左様ニドウカ御同意ヲ願ヒタイト思ヒマス、御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○山道委員長 ソレデハ引續イテ會議ヲ致シマス、此委員會ニ付議セラレテ居リマス

議案ハ、御承知ノ如ク關稅定率法中改正法律案、昭和七年法律第四號中改正法律案、大正十四年法律第五十一號中改正法律案、鐵ノ輸入税免除ニ關スル法律案、大正九年法律第五十三號中改正法律案並ニ昭和十二年勅令第三百三十號ニ關スル承諾ヲ求ムルノ件

デアリマス、之ニ付キマシテ主務省ノ御方方ノ御説明ヲ戴キマス前ニ、一言申上ゲテ置キタイト思ヒマスコトハ、衆議院ハ此時

局ニ鑑ミマシテ、本會議ニ於キマシテモ出來ルダケ質問ヲ省略シテ、委員會ニ付託ニ

ナッテ居リマスヤウナ次第デアリマシテ、衆議院ト致シマシテハ非常ナ努力ヲ致スコト

ノ決心ヲ致シテ居リマス、ソレデ政府ニ於キマシテモ十分ニ此點ニ付テ御考慮戴キマシテ、既ニ此質問ニ關シマシテハ前議會ニ於テ殆ド質疑應答ガ繰返サレマシタノデ、質問ノ重點ガドノ邊ニアルカト云フコト

ハ、當局者ニハ御分リノコトデアラウト考ヘテ居リマスカラ、御説明ノ際ニハ特ニサウ云フ點ニ對シテハ御親切、御丁寧ニ最初ニ御説明ヲ戴キタイト思ヒマス、ソレカラ

議員諸君ハ無論ノコト、本會議ニ於ケル質問モ省略ラシテ居リマスヤウナコトデアリマスカラ、此委員會ニ於テ重複等ヲ避ケルコトニ御努力ニナルコトハ言フ迄モナイコトデアリマス、政府ニ於キマシテモ答辯ヲ

成ルベクハッキリ御願シタイト思ヒマス、從來此委員會ニ於テ少シ重要ナ問題ニナリマスト、篤ト考慮ラシマストカ云フヤウナコトデ、他日ニ言責ヲ殘シテ置カレルヤウナコトガアリマス、或ハ又當局者ノ間ニ御答

辯ノ喰違ヒ等ガアリマシテ、其爲ニ質問ガ幾度モ繰返サレテ無駄ナ時間ヲ費シタヤウナ例ガ、前ノ議會ニモ度々アッタノデアリマ

スドウカ、斯ウ云フ點ハ議員ガ熱心ニ努力シテ居リマスト同様ニ、左様ナコトヲ今回ハ繰返サレナイヤウニ御注意ヲ願ヒマス、尙

ホ參考資料ヲ本日御交付ニナリマシタガ、既ニ昨年モ途中カラ御要求ニナッタリ致シマシテハ、後カラト參考資料ガ出マシテ、中ニハ非常ニ御提出ノ遅レタモノモアリマス、斯ウ云フコトモ既ニ前議會ニ於テ、大體ドウ云フモノガ參考資料トシテ要求セラレルカラハ、政府ニ於テモ御承知ノコトト

考ヘマスカラ、ドウカ御氣付ノ點ノ參考資料ハ、議員諸君ノ御要求ガアリマスマデモナク、出來ルダケ氣ヲ付ケテ速ニ御提出置キ下サルコトヲ御願致シマス、是ダケヲ豫メ御注意申上ゲテ置キマス、是カラ説明ヲ求メマス

○太田政府委員 大藏省關係ノ關稅法案ニ付キマシテハ、去ル二十七日ニ大藏大臣ノ財政演說ノ中ニモ御話ニナリマシタ、又昨日本會議ニ於テ大略ノ御説明ヲ申上ゲマシタ、只今ノ委員長ノ御忠告モアリマシタコトデアリ、且ツ重要ナ法案デゴザイマスカラ、大藏大臣ガ直接出マシテ御説明申上ゲナケレバナラヌコトニナッテ居リマス、然ルニ御案内ノ通り、只今豫算總會ノ方ニ出ラレテ居リマシテ、東郷實君ノ質問ヲ受ケラレテ居ルヤウナ狀況デアリ、時間ノ關係モ許シマセヌノデ、私カラ簡單ニ、今委員長ノ御注意ノアツタ點ニ留意シツ、御説明申上ゲタイト存ジマス、新シイモノモ加ハリ

マシタノデ、關稅ニ關スル品目ハ三十一品
目カニ互ッテ居ルノデアリ、中ニ増稅ガア
リ、又減稅ガアリ、無稅トナツタモノガアリ、
免稅トナリ、若クハ免稅ヲ廢シタモノガア
ルナド、隨分錯雜シタ關係ニナッテ居リマ
ス、デ一面ニハ生産者ノ利益ヲ考ヘ、他面
ニハ消費者ノ立場モ考ヘナケレバナラヌ意
味ニ於キマシテ、色々ノ政策ヲ盛ツタモノガ
アリマスノデ、非常ニ複雑ニナッテ居リマス
ガ、法律ノ順序ニ依ッテ御説明申上ゲタイト
存ジマス

先ヅ第一ニ關稅定率法ノ第七條四號ノ二
ヲ削除シタコトヲ申上ゲマス、是ハ御承知
ノ通り直接燃料ニ供シマス礦油ノ中デ、比
重〇・九〇四ヲ超エタルモノヲ、政府ノ許可
ヲ受ケテ輸入スル場合ニ、其輸入稅ヲ免除
スルト云フ規定デアリマス、元本規定ハ大
正九年ノ當時、石炭ノ値ガ非常ニ騰リマシ
タ爲ニ、各種ノ工業ニ於テ、石炭ガ高イカ
ラ、其代用燃料ヲ使フコトヲ獎勵スルト云
フ趣意ニ基キマシテ、此燃料ニ對シテ免稅
スルコトニナッテ居ッタノデアリマス、然ル
ニ目下ノ狀況ハ其當時トハ全然反對ニナリ
マシテ、液體燃料ノ代用品ヲ製造スルコト
ヲ獎勵スル必要ガ緊急トナツタノデアリマ
ス、其事業ノ達成ノ爲ニハ相當ノ犧牲ヲモ

惜ム譯ニハ參ラヌ事情トナリマシタノデ、
一方ニ礦油ニ關スル關稅率ヲ引上ゲマス
同時ニ、他方ニ此免稅規定ヲモ止メマシテ、
液體代用燃料事業ノ達成ニ資シタイト考ヘ
ルノデアリマス、唯漁業用ノ礦油等ニ對ス
ル免稅ノ實績ヲ見マス、是迄其全部ガ必
シモ漁民等ノ利益トハ相成ッテ居ラヌヤウ
ニモ見受ケマスノデ、此點ニ深ク注意ヲ拂
ヒ、中小漁民ニ對シマシテハ惡影響ヲ及ボ
サヌヤウニ、豫算ノ上ニ於テ十分考ヘテ居
ルノデゴザイマス

第二ハ關稅定率法第十二項ノ改正デアリ
マス、本法ノ改正ハ政府ノ輸入スル「アル
コール」ノ製造原料ノ關稅ヲ免除スル規定
ヲ追加致シタノデアリマス、是ハ代用燃料
ノ一種トシテ政府ハ無水「アルコール」ヲ製
造スルコトニナリマシタガ、其原料ガ國內
ニ於テ不足致シマス場合ニ、ソレニ備ヘル
爲ニ、海外ヨリ之ヲ輸入スル必要アル時ニ
對スル用意ニ外ナラヌノデアリマス、其次
ハ關稅定率法第七條、第二十三號ノ次ニ、
第二十四號ト致シマシテ、新ニ免稅品ヲ追
加致シタノデアリマス、即チ航空機又ハ航
空機用ノ發動機若クハ「プロペラ」ヲ政府ノ
許可ヲ受ケテ輸入スル場合ニハ、免稅ヲス
ルト云フ規定デアリマス、是ハ我國ニ於ケ

ル航空界ノ發達ヲ圖ル爲ニ、新ナ航空機等
ヲ製作見本トシテ輸入スル際ニハ關稅ヲ免
除シテ、其輸入ヲ便ニスル趣意ニ出テ居ル
ノデアリマス、其次ニ關稅定率法第九條第
二項ノ改正ニ付テ申上ゲマス、此項ハ主ト
シテ我國ニ於テ必要ナル物品ヲ製造スル原
料品ノ關稅ヲ免除スル規定デアリマス、所
謂製造免稅ト稱シテ居ルモノデアリマス、
「バルブ」ハ我國ノ重要産業ノ原料トシテ、
必要缺クベカラザルモノデアリマスカラ、
此「バルブ」ノ原料トナル木材ヲ輸入シテ
「バルブ」ヲ製造致シマス時ニハ、原本ノ關
稅ヲ免除致シマシテ、我國ニ於ケル「バル
ブ」工業ノ發達ノ一助ニシタイト云フノガ
此目的デアリマス

尙ホ此際便宜附則中ノ經過の規定ニ付テ
一言申上ゲマス、即チ燃料用礦油ニ對スル
關稅免除制度ノ廢止ニ伴フ經過の規定デア
リマス、是ハ舊規定ニ依リマシテ、既ニ關
稅ノ免除ヲ受ケマシタ物品ノ關稅ナドニ付
キマシテハ、從前ノ例ニ依ルコトトシタノ
デアリマス、次ニ別表中ノ礦油外九品ノ關
稅率ノ改正ニ關シマシテ、簡單ニ御説明
致シマス、第一ハ礦油ノ關稅改正デアリマ
ス、御承知ノ如ク礦油ハ重要ナル液體燃料
デアルニモ拘ラズ、我國ニハ其資源ガ乏シ

イ爲メ、是ガ對策ヲ講ズルコトハ喫緊ノコ
トデアリマス、其爲ニハ石炭液化事業、
又ハ代用燃料ノ製造ナド、獎勵助長ヲ要ス
ルコトガ多々アリ、關稅政策ト致シマシテ
ハ、輸入礦油ニ對シテ稅率ヲ引上ゲ、其國
策事業ノ達成ニ資スル要アリト認メタノデ
アリマス、引上ノ率ト致シマシテハ「ガソ
リン」一「ガロン」ニ付テ五錢ヲ目標トシ、
燈油類ハ大體「ガソリン」ト從價割合ガ同ジ
ニナルヤウニ改正シ、原油ニ對シマシテハ、
其揮發油分ノ含ンデ居ル量ニ對シ「ガソリ
ン」關稅引上ニ順應シテ比例的ニ稅率ヲ引
上ゲマシテ、尙ホ分類ノ方法トシテハ、原
油類ニ付キマシテハ、大體比重ニ依ルコト
ニ改メタノデアリマス、又機械油類ノ稅率
モ、大體從價ニ割五分程度ノ從量稅ニ改正
シマシテ、内地機械油製造業ノ保護ニ資ス
ル考デアリマス、礦油ニ關スル以上ノ改正
ハ、全ク前議會ニ提案シタ儘ノモノデアリ
マス、今回ハ滿洲ニ於テ生産セラレル人造
石油類ヲ無稅トナス爲ニ、礦油ノ中カラ石
炭又ハ油母頁岩ヨリ製造シタルモノヲ特ニ
掲ゲマシテ、之ヲ無稅ト致シマシタ、之ニ
伴ッテ稅表ノ區分モ變更スルコトニナツタノ
デアリマス
次ニ今回新ニ二ツノ改正ガ附加セラレテ

居リマス、其一ツハ第二百七號ノ二ト致シマシテ、石炭「ガス」ヲ特ニ掲ゲテ無稅トスルノデアリマス、是ハ朝鮮ノ新義州ニ於キマシテ、滿洲ノ安東カラ鐵管デ石炭「ガス」ヲ供給ヲ受ケマシテ、各家庭ニ配給スルコトニナリマシタノニ付テ、其配給サレ「ガス」ヲ無稅トスル必要ガ生ジタカラデアリマス、又他ノ一ツハ印刷料紙ノ中デ新聞用紙ハ其用途ナドニ顧ミマシテ、之ヲ無稅ト致シタ次第デゴザイマス、尙ホ「製紙用バルブ」ナル名前ハ不適當デアリマスノデ、今回「纖維素バルブ」ト改メルコトニ致シマシタ、次ハ自動車及ビ同部分品ノ關稅改正デアリマス、自動車ハ只今從價五割、其部分品ハ從價四割二分デアリマシテ、之ニ付テハ佛蘭西トノ稅率協定ガゴザイマス關係デ、兩方トモ協定稅率ハ三割五分ニナッテ居リマス、爾デ我國ノ自動車工業ノ確立ト云フコトハ、國策トシテ急速ニ其實現ヲ圖ル必要ガアリマスノデ、今回自動車ハ從價七割ニ引上ゲ、部分品ノ方ハ主要ナル部分品ヲ掲ゲマシテ分類シ、各自ニ從價六割ニ相當スル從量稅ヲ課ケル案ヲ立テタノデアリマス、尤モ前ニ申上ゲマシタ如ク、佛蘭西トノ稅率協定ガアリマス關係上、改正後ハ自動車ハ從價四割九分、部分品ハ大體從價

五割ノ從量稅ナルコトニナルノデアリマス、以上申上ゲマシタ自動車部分品ノ内ニハ、原動力機「デアル」内燃機關ハ含マレテ居リマセヌノデ、自動車用内燃機關ノ稅率モ此際同時ニ改正シテ、從價五割ニ相當スル從量稅ニ改メタノデアリマス

次ニ針布ノ關稅改正ニ付テ申上ゲマス、針布ト申シマスノハ、布帛又ハ皮革ナドニ鋼鐵ナドノ針ヲ植付ケタモノデアリマシテ、機械ニ取付ケマシテ纖維ヲ取揃ヘタリ、煙草ヲ揃ヘタリ、又ハ布帛ノ表面ヲ起毛スル等ニ用フルモノデアリマス、此品ハ我國ニ於キマシテモ其生産ガ始メラレテ居ルニモ拘ラズ、今マデ稅率ガ大變低カッタモノデアリマスカラ、常ニ輸入品ニ壓迫セラレテ居リマシタノデ、其稅率ヲ引上ゲテ此生産業ノ保護ニ資シタイト云フ考デアリマス、次ニ軸受及ビ同部分品ノ關稅改正デアリマス、是ハ機械ノ回轉部分ニ使ハレマス甚ダ重要ナモノデアリマシテ、其生産ニ關シマシテハ關係當局ニ於テモ十分獎勵策ヲ講ジテ居ルノデアリマスガ、何分ニモ現行稅率ガ比較的低クアリマシテ、且ツ今回獎勵金交付ノ期間モ滿了致シマシタ點ヲモ考ヘテ、其稅率ヲ引上ゲ保護ヲスル必要アリト認メタノデアリマス、次ニ「カッサヴァル

ート」ノ關稅率ヲ每百斤一圓六十五錢ニ引上ゲマシタ、其理由ハ本品ハ糊料ナドトシテ内地ノ小麥粉及ビ澱粉ナドト競争ノ狀態ニアリマスル爲メ、是等内地澱粉業ヲ保護スル目的ニ外ナラナイノデアリマス

最後ニ變性糖蜜ノ引下ニ付テ申上ゲマス、是ハ從來從價二割ヲ課稅セラレテ居リマシタガ、近來「グリセリン」ノ製造方法ニ醱酵法ガ採用サレルヤウニナリマシテ、隨テ糖蜜ハ是等ノ事業ノ必要ナ原料ト相成リマシタ、然ルニ本品ノ供給ハ潤澤デアリマセヌノデ、今回從價五分ニ引下ゲマシテ「グリセリン」製造業ノ利便ニ供シタイト云フ考デアリマス、最後ニ一言御斷リ申上ゲマシタガ、前回ニ提案致シマシタ沃度ノ關稅改正ニ付テデアリマス、是ハ智利國トノ話合ガ付キマシタノデ、今回ハ是ハ見合セマシテ、事情ノ推移ニ留意スルノヲ適當ト認メタ次第デゴザイマス、尙ホ御質問ニ依リマシテ、ソレ「關係當局ノ方々ヨリ御答申上ゲタイト存ジマス

更ニ續イテ昭和七年法律第四號中改正法律案ニ付テ御説明ヲ申上ゲマス、昭和七年法律第四號ト申シマスノハ、御承知ノ通り輸入稅ノ從量稅率ニ關スル法律デアリマス、法文ヲ申上ゲマスト「關稅定率法別表

輸入稅表ニ定メタル輸入從量稅率ハ當分

ノ内之ヲ百分ノ百三十五トス但シ同輸入稅表ニ掲クル物品ニシテ本法ノ別表ニ掲クルモノノ從量稅率ハ此ノ限ニ在ラス」ト云フノデアリマス、今回ノ關稅定率法中改正法律ニ依リマシテ、其稅率ヲ改正セラルベキ物品ノ中デ、從量稅ヲ盛ラレテ居リマスル礦油、自動車部分品、自動車用内燃機關、機械部分品ノ内デ針布及ビ「ベアリングボール」、「カッサヴァルト」ノ諸品ニ付キマシテハ、其生産、輸入及ビ需給ノ關係等、色々ノ事情ヲ考ヘマシテ、其稅率ヲ定メタノデアリマスカラ、此上三割五分ヲ附加ヘル必要ガアリマセヌノデ、前例ニ依リマシテ、本法ノ別表ニ追加スルコト、シタノデアリマス、尙ホ新聞用紙ハ從來本法ノ別表ニ掲ゲラレテ居リマシタガ、今回ハ改正セラレテ無稅トナリマスニ付テハ、是ハ本衣ヨリ削除セラレルコト、相成ッタノデアリマス、以上ハ全ク關稅定率法ノ改正ニ伴フ整理的ノ改正ニ過ギナイノデアリマス

次ニ新シイ問題トシテ、委員長ノ御注意モアリマシタ意味ニ於テ申上ゲナケレバナラヌノハ、砂糖外十四品ニ關シテ、此昭和七年法律第四號ノ實質的ナ改正ヲ行ヒタイ

ト云フノデアリマス、御承知ノ通り本法ニ依リマシテ從量稅率ト從價稅率トノ振合モ、今日マデ相當保タレテ居リマスルガ、何分ニモ最近ノ物價ノ趨勢等カラ見マシテ、本法ニ依ッテ三割五分ノ附加稅ガ課セラレテ居ルモノ、内デ、重要ナ數種ノモノニ付キマシテハ、此際少クトモ三割五分ノ附加稅ハ、除外致シタ方ガ適當デアルト考ヘラレノデアリマス、就キマシテハ砂糖ノヤウナ國民生活ニ關係ノ深イモノ、苛性曹達ノヤウナ化學工業ノ基礎トナルモノ、綿織絲、毛織絲、毛綿織絲、人絹及ビ「バルブ」ノヤウナ重要纖維工業ノ原料、印刷紙及ビ包裝用紙ノヤウナ文化教育ニ關係ノ深イモノ、又ハ銅、鉛、亞鉛及ビ錫ナドノヤウナ重要金屬ノ關稅率ハ、三割五分ノ課稅カラ之ヲ取除ケマシテ、物價調整ノ一助ニ資シタイト考ヘルノデアリマス、是等ノ物品ヲドウシテ選定致シマシタカト云フコトニ付キマシテハ、篤ト國內産業ノ關係ヲ考ヘマシタ次第デゴザイマス、尙ホ砂糖外十四品ニ關シマシテハ、取引ノ實情ヲ能ク考ヘマシテ、其實施期ヲ昭和十二年十月一日ヨリトスルコトニ致シタノデアリマス

四年法律第五十一號ト申シマスノハ、御案内ノ通り關東州ノ生産ニ係ル物品ノ輸入稅免除ニ關スル法律デアリマシテ、此法律ノ別表ノ甲號ニ掲ゲラレタ物品ハ、輸入稅ガ全額免除トナッテ居リマス、乙號ニ掲ゲラレマシタ物品ハ一部免除、即チ輸入稅ヲ低減セラレルコトニナッテ居ルノデアリマス、關東州ノ生産ニ係ル大豆油ヲ原料トシテ、關東州ニ於テ製造致シマシタ大豆硬化油ハ、此別表ノ乙號ノ方ニ掲ゲラレテ居リマシテ、百斤ニ付テ一圓二十錢ト云フ低減セラレタ稅率ガ課ケラレルコト、ナッテ居ルノデアリマス、所ガ此大豆硬化油ノ製造ニ供スル大豆油ニ付キマシテ、昨年ノ八月關稅定率法第九條ノ規定ニ基ク大正十年勅令第二百三十八號ニ依リマシテ、其輸入稅ヲ免除スルコトニ致シタノデアリマス、其關係デ關東州ノ生産ニ係ル大豆油ヲ以テ關東州デ製造致シマシタ大豆硬化油モ、其輸入稅ヲ全額免除スルコトガ振合カラ申シテモ適當デアルト考ヘマシテ、現在本品ガ別表乙號ニ掲ゲラレテ居リマスノヲ甲號、即チ輸入稅全額免除ノ表ノ方ニ移スコト、致シタ次第デゴザイマス、以上ハ前議會ニ提案セラレタモノデゴザイマスガ、今回ハ其外硝酸「アンモン」ヲ新ニ別表甲號ニ追加シ

テ、免除スルコトニ致シタノデゴザイマス、最近關東州ノ滿洲化學工業株式會社ニ於テ、相當額ノ硝酸「アンモン」ノ生産ヲ見ルニ至ッタノデアリマス、此品物ハ重要ナ硝酸爆藥ノ原料デアリ、又笑氣瓦斯ナドノ毒瓦斯ノ製造ニ使用セラレル重要ナ化學藥品デアリマスノデ、今回特惠關稅ノ甲號ニ之ヲ追加致シマシテ、輸入稅ノ全額ヲ免除シテ、本品ノ輸入ニ便ニシヨウトシタノデアリマス、尙ホ詳細ノ事ニ付キマシテハ、御質問ニ依リマシテソレノ關係ノ方々ヨリ、御答致シタイト存ジ上ゲマス

終ニ鐵ノ輸入稅免除ニ關スル法律案及ビ昭和十二年勅令第三百三十號ノ承諾ヲ求ムル件ニ付キマシテ御説明申上ゲマス、前第七十議會ニ鐵ノ輸入稅免除ニ關スル法律案ガ提出サレマシテ、審議未了ニ終ッタノデアリマス、然ルニ其後ニ於ケル鐵ノ供給不足ト其價格ノ暴騰トハ、公私ノ重工業ノ圓滑ナル運行ヲ阻害シ、延イテ一般産業ニ重大ナル影響ヲ及ボシ、國家緊急要務タル國防ニ支障ヲ來ス虞ガアリマスノデ、去ル四月十五日勅令第三百三十號ヲ以テ鐵ノ輸入稅免除ニ關スル緊急勅令ガ、公布セラレタノデアリマス、仍テ帝國議會ノ承諾ヲ求ムル爲メ茲ニ之ヲ提出シタ次第デアリマス、然ル

ニ鐵ノ輸入稅ニ付キマシテハ其生産、輸入、需給等ノ狀況ニ顧ミマシテ、前議會ニ提案致シマシタ通り、昭和十四年六月迄ヲ最長限度トシテ之ヲ免除シ、且ツ鐵ノ市況又ハ輸入ノ狀況等ノ變化ニ備ヘル爲ニ、物品ヲ指定シテ免除期間ヲ短縮シ得ルコト、スルノガ、適當デアルト認メラレマスノデ、茲ニ之ニ關スル法律案ヲ提出致シ、曩ノ緊急勅令ハ之ヲ廢止スルコトニ致シタイノデアリマス、尙ホ詳細ノコトニ付キマシテハ御質問ニ依リマシテ、ソレノ關係當局ヨリ御答致シタイト存ジマス

○山道委員長 八角拓務政務次官

○八角政府委員 大正九年法律第五十三號關稅法、關稅定率法、保稅倉庫法及ビ假置場法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル法律中改正法律案ノ提案理由ニ付キマシテハ、本會議ニ大臣ヨリ御説明申上ゲタ通りデアリマスガ、此機會ニ於キマシテ少シク詳細ニ申上ゲタイト思ヒマス、此改正ニナリマシタノハ三ツノ要點ガアリマス、第一ハ燃料國策ニ順應致シマシテ、朝鮮ニ於テモ大體内地ト同様ニ揮發油ニ「アルコール」混用ノ制度ヲ實施致シマス爲メ、其朝鮮デ用ヒマス「アルコール」製造原料ヲ輸入致シマス際ニ免稅シタイ、斯ウ云フノガ第一ノ點デア

リマス、第二ハ日滿隣接國境ヲ經由スル交換貿易ノ進展ト、國境附近ニ住テ居リマス住民ノ利便ノ爲ニ免稅規定ヲ設ケル、又雄基、羅津、清津ノ三港ノ性質上、其保稅地域ニ於キマスル所ノ滿洲特產物ノ取扱ニ特例ヲ認ムルコト、第三點ハ製鐵業法ノ制定ニ伴ヒマシテ、輸入稅免除ノ特典ヲ與ヘル製鐵事業者ノ資格ノ改正デアリマス、又朝鮮ノ地方制度ノ改正ニ伴ヒマシテ字句ノ修正ガゴザイマス、是ガ改正ノ要點デゴザイマス、而シテ先程申シマシタ第一ノ點ハ、第二條第八號ヲ設ケマシテ、朝鮮ニ於テ揮發油ニ混入致シマスル「アルコール」ノ製造ニ供スル原料、是ハ木ノ屑ヲ原料ニ致シマス、ソレデ朝鮮總督ノ許可ヲ受ケテ輸入スルモノニ限ッテ、輸入稅ヲ免除セントスルモノデアリマス、朝鮮ニ於キマシテモ燃料國策ニ應ジマシテ、先程申上ゲマシタヤウニ大體内地ト同様ノ揮發油及ビ「アルコール」混用制度ヲ實施致シマスル計畫デゴザイマシテ、混入用「アルコール」ノ製造ハ、内地ニ於テハ政府ノ製造專賣ニ依ルコトニナツテ居リマスルガ、朝鮮ニ於テハ差當リ政府ノ免許ヲ受ケタル民間事業者ヲシテ、之ニ當ラシメル方針デゴザイマス、サウシテ朝鮮ニ於キマシテハ主トシテ木材ノ屑ヲ

原料トシテ「アルコール」ヲ造リマスル關係上、木材屑ヲ最モ入手シ易イ平安北道新義州ニ工場建設中デゴザイマス、隨ヒマシテ對岸滿洲國領土タル安東方面カラ原料ノ木屑ヲ輸入スル場合ガ多ウゴザイマスガ、ソレニ對シテ相當ノ高率ノ關稅ヲ課セラレルノデゴザイマスカラ、ソレデ此不便ヲ除キマスル爲ニ、内地デハ政府ガ「アルコール」製造專賣ノ爲メ輸入スル原料ニ對シマシテハ、此關稅定率法中改正法律案ニ依リマシテ輸入稅ヲ免除スルコトニナツテ居リマスノデ、朝鮮ニ於テモ同様ニ混入用「アルコール」ノ低廉豐富ナル供給ヲ圖リマスル爲ニ、今ノ工場ニ用ヒマス所ノ原料ニ對シマシテハ、輸入稅ヲ免除ヲ致サントスルモノデアリマス

改正ノ第二點ハ日滿隣接國境ヲ經由スル交換貿易ノ進展ヲ圖リ、又陸接國境地帶ノ住民ノ利便ニ資スル爲ノ改正デゴザイマス、即チ第二條ノ第六號ト致シマシテ、從來關稅免除ノ取扱ヲ受ケテ居リマスル所ノ旅客、又ハ貨物ヲ運搬スル爲メ國境ヲ出入スル車輛ガ、朝鮮國外ニ於キマシテ破損シマシタ場合ニ、其破損シマシタ車輛ニ其解體ノ材料、備品、附屬品ヲ朝鮮内ニ引取ル時ハ、是等ノ物品ニ對シマシテ輸入稅ヲ免除セントスルモノデアリマス、又隣接地帶ニ於キマシテ對岸ノ滿洲國側ニ相當ノ市街地ヲ控ヘテ居リマスニ拘ラズ、朝鮮側ニ於キマシテハ是ト同程度ニ發達シマシタ市街地ガゴザイマセヌノデ、地方ノ住民ハ器具ダトカ機械、日用品等ノ加工、又ハ修理ノ爲ニハ、勢ヒ對岸ノ市街地ニ輸出致シマシテ、所要ノ目的ヲ終リマシタナラバ之ヲ又朝鮮側ニ持ッテ歸ルノデゴザイマスルガ、斯ウ云フ場合ニ一々輸入稅ヲ課スルコトガアリマスルト、實情上苛酷デゴザイマスルカラ、是等ノ國境地帶ノ住民ノ不便ヲ除キマスル爲ニ第二條第七號ヲ設ケマシテ、是等ノ物品ヲ六箇月以内ニ再輸入致シマスル場合ハ、其輸入稅ヲ免除セントスルモノデゴザイマス、是ハ全ク住民ノ利便ノ爲ニ設ケタモノデゴザイマス、次ニ滿洲鐵道株式會社ガ朝鮮總督ノ委託ヲ受ケテ經營シテ居リマスル北鮮ニ於ケル鐵道運輸營業ノ如キハ、營業ノ主體ガ滿洲國ニアリマスルノデ、朝鮮内ニ於キマスル貨客ノ輻輳ノ際ニ應ジ得ルダケノ車輛ヲ常備シテ居ナイノデ、臨時ニ本社等カラ借入レ使用スル場合ガ多イノデゴザイマシテ、又軍事輸送ノ場合ノ如キニ於キマシテモ、鮮内ノ鐵道車輛ガ不足致シマスル際ハ、臨時ニ滿鐵カラ借

入シテ、之ヲ鮮内貨客ノ輸送ニ使用スルコトガゴザイマスルノデ、斯様ナ場合ニ於キマシテハ、現行ノ規定デゴザイマスルト、其車輛ノ輸入稅ヲ免除スル途ガナイノデゴザイマス、斯クテハ日滿運輸交通ノ進展ガ、阻害セラル、バカリデナク、鮮内貨客ノ輸送上ニモ多大ノ支障ヲ來シマスノデ、第二條ノ二ノ第一號ヲ以チマシテ、是等鐵道車輛及其備品附屬品ニシテ、一年以内ニ再輸出、持ッテ歸リマスモノニ對シマシテハ、輸入稅ヲ免除セントスルモノデゴザイマス、尙ホ同條ノ第二號ト致シマシテ、現在著々進捗中デゴザイマス國境河川ノ橋梁ノ架設工用器具機械トカ、近ク著工ノ見込ノ鴨綠江水力發電工用器具機械トカ、或ハ國境地方住民ノ冠婚葬祭用具トカヲ、對岸ヨリ一時借入使用シテ、一年以内ニ再ビ向フニ持ッテ歸リマス場合、是等ノ物品ニ對シマシテ輸入稅ヲ免除セントスルモノデゴザイマス、次ニ第七條ノ二ヲ設ケマシテ、雄基、羅津及清津ノ三港ニ於キマシテハ、滿洲ノ特產品ノ保稅地域内ノ作業ニ付キ、特殊ナ取扱ヲ認メント致スノデゴザイマシテ、即チ是等ノ港ニ出廻リマスル大豆、或ハ豆粕等ノ如キ滿洲特產品ハ、包裝ノ不完全、乾燥、精選ノ不十分等ノ爲メ、

港頭ニ於テ改裝、仕分ケ、混合ト云ッタヤウ
ナ作業ヲ必要トスルノデゴザイマスガ、現
行ノ規定デハ、斯様ナ作業ハ保税倉庫カ、
又ハ保税工場デナケレバ、出來ナイコトニ
ナッテ居ルノデゴザイマスガ、北鮮三港ハ
東北滿洲ノ經濟的門戶タルノ使命ヲ與ヘラ
レテ居リマスルシ、又滿鐵ニ其經營ヲ委託
サレテ居リマスル特殊ナ港デゴザイマスル
ノデ、是等三港ニ限ッテ、税關長ガ外國貨物
ヲ藏置シ得ベキ場合トシテ指定致シマシタ
所謂指定保税地域内ニ於キマシテモ亦保税
倉庫、保税工場ニ於ケルト同様、貨物ノ改
裝、仕分ケ、混合ノ作業ヲ行フコトヲ得シメ
テ、以テ其港ノ機能ヲ十分ニ發揮サセタイ、
斯様ナ爲ニ朝鮮通過貿易ノ進展及ビ奧地滿
洲ノ開發ニ資セント致スモノデゴザイマ
ス

改正ノ第三點ハ、第三條ヲ改正致シマシ
テ、輸入税免除ノ特典ヲ與フル製鐵事業者
ノ資格ヲ改正セントスルモノデアリマス、
現行法ニ於キマシテハ、一年三萬五千噸以
上ノ能力ヲ以テ、鉄鋼一貫作業ヲ營ム製鐵
事業者ニ對シマシテハ、其事業ニ使用スル
器具、機械類ヲ、朝鮮總督ノ認可ヲ受ケテ
輸入スル場合ニ限り、輸入税免除ノ特典ヲ
與ヘテ居ルノデゴザイマシテ、此規定ハ製

鐵業獎勵法ニ於ケル製鐵事業者ノ事業用品
ニ對スル輸入税免除ノ規定ト同様デアリマ
ス、然ルニ今回別途提案セラレマシタ製鐵
事業法案ニ依リマシテ、製鐵業獎勵法ガ廢
止セラレ、事業用品ニ對スル輸入税ノ免除
ヲ受ケ得ベキ製鐵事業者ノ資格ヲ改正セラ
レマスルノニ對應致シマシテ、此法律ニ規
定セラレタ製鐵事業者ノ資格ヲ、亦同様ニ
改正セントスル次第デゴザイマス

尙ホ第二條ノ第一號及ビ第八條ノ「面」ト
アリマス、是ハ朝鮮ノ特別ノ名稱デゴザイ
マスガ、之ヲ地方制度ノ改正ニ伴ヒマシテ
「邑面」ト改正致シマスノハ、曩ニ實施セラ
レマシタ朝鮮ニ於ケル地方制度ノ改正ニ伴
フ字句ノ修正デゴザイマス、以上ヲ以チマ
シテ、大正九年法律第五十三號中改正法律
案提案ノ理由ノ大體ヲ、御説明申上ゲタ次
第デゴザイマシテ、尙ホ御質問ニ依リマシ
テハソレノ御答申上ゲタイト思ヒマス
○山道委員長 一寸此際私カラ申上ゲマ
ス、先ニ申上ゲマシタヤウニ、參考資料ノ
御提出ヲ、政府ノ御氣付ニナッタモノヲ、至
急ニ御提出ヲ願ヒマスガ、委員ノ方々ニ於
カレマシテ、參考資料ノ御要求ガアリマス
レバ、此際御申出ヲ願ヒタイト思ヒマス、
笠井君ハ今交渉會ガアリマスノデ退席セラ

レマスカラ、書面デ書殘シテ置カレマシ
タ、其笠井君ノ御要望ハ(一)最近五箇年間ノ
「バルプ」ノ輸入額、(二)最近五箇年間ノ製紙
(印刷紙、新聞紙等全部ヲ含ム)ソレノ輸出
入額、ソレカラ最近五箇年間ノ國內製紙ノ
全額、其主要會社ノ產額、ソレカラ我國製
紙產額ト王子製紙會社ノ產額、是ダケノ參
考資料ノ御要望ガアリマス、皆様方ニ此際
御要望ガアリマスレバ、御發言ヲ戴キマ
ス

○松岡委員 私モ參考資料ヲ戴キタイト思
ヒマス、大連ト北鮮三港ノ關稅其他待遇一
切ニ付テノ比較ニ關スル點ヲ、參考資料ト
シテ御提出願ヒタイト思ヒマス

○山道委員長 他ニ御要求ハアリマセヌ
カ、アリマシタラバドウカ都度御申出ヲ願
ヒマス——ソレカラ質問ニ移リマスニ付
テ、質問者ノ御方々ハドウカ書記ノ方マデ
御申出ヲ御願致シマス、各派ノ數其他比率
等ニ付キマシテ必要デアリマスカラ、成ベ
ク早く御通告ヲ御願致シマス、ソレカラ本
日ハ最初ノ日デアリマスカラ、色々御都合
モアラウト考ヘテ居リマスノデ、散會致シ
タイト思ヒマスガ、明日ハ午前十時カラ開
會致シマス、此際デアリマスカラ、時間ヲ
正確ニ開會致シタイト思ヒマスカラ、ドウ

カ御迷惑デアリマスガ、定刻マデニ御參集
戴キマスヤウニ御願致シマス、今日ハ是ニ
テ散會致シマス

午前十一時十三分散會

昭和十二年七月三十日印刷

昭和十二年七月三十一日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社印刷所